

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新)(旧)刑事訴訟法Ⅱ	前期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	吉弘 光男

授業目的	<p>本講義は、刑事訴訟法Ⅰと同じく、刑事訴訟法争点編として、刑事訴訟法の理論的基礎があることを前提に、刑事訴訟法における重要な争点についてケース・スタディーを中心に授業を進めていく。法曹にとって、実務的判断の基準となる判例を正しく理解することが不可欠であるということは言うまでもない。しかし、判例を深く理解するためにこそ、理論的な基礎が重要となる。</p> <p>本講義は、刑事訴訟法Ⅰが捜査段階を中心としていたのに対して、実務上問題となっている刑事手続における公判段階の争点（特に証拠法）を中心に、判例と学説の関係をも射程に入れつつ判例分析を行う。それによって、刑事訴訟法の重要論点について、問題の所在や解決のあり方（あるべき姿）等に関する理解を定着し、深めていくことを目的とする。</p>
------	---

達成目標	<p>①刑事手続の公判段階および証拠法における様々な論点や争点について、その淵源たる刑事手続の基本原則の対立にまで遡って正確に理解すること、②刑事手続の公判段階および証拠法における主要な判例の事実関係と判断基準を正確に理解すること、③刑事手続の公判段階および証拠法における争点について、問題の所在、判断基準、事案への判断基準の適用といった事案解決の重要ポイントの関係や内容について正確に理解し、事案解決能力を習得すること、の3点を達成目標とする。</p>
------	---

授業計画と予習事項	回数	各回タイトル	授業内容、予習基本事項
	1	公判手続の概要	公判手続の流れを確認し、あわせて、第1回公判期日前の手続、とりわけ公判前整理手続についても概観する。
	2	訴因（1）	現行刑事訴訟における「訴因」の問題を、「訴因対象説」と「公訴事実対象説」の対立に言及しつつ、整理し、検討する。また「訴因の特定」がもつ重要な意義と機能を確認し、現実の問題について分析する。その手がかりとして、最判昭和37・11・28刑集16-11-1633〔白山丸事件〕と最判昭和56・4・25刑集35-3-116を検討の対象とする。なお、実務家の立場からの分析として、小林充「共謀と訴因」『大阪刑事実務研究会編著『刑事公判の諸問題』（判例タイムズ社）などがあるので、参考にしてもらいたい。
	3	訴因（2）	訴因変更の可否の問題を取り上げる。これは、裁判所が認定しようとする「事実」と「訴因」とが食い違う場合に、「訴因変更」を行わずに、事実を認定してよいかという問題である。この問題の解決にも、訴因の意義に関する理解が深く関わっているということを確認したい。 最判昭和36・6・13刑集15-6-961、最決平成13・4・11刑集55-3-127を題材とする。
	4	訴因（3）	訴因変更の可否の問題を取り上げる。この点に関しては、「公訴事実の同一性」が検討の中心となる。総論として、公訴事実の同一性概念の検討、公訴事実の同一性に関する学説の整理・分析・検討を行い、各論として、「覚せい剤自己使用罪の公訴事実の同一性」の問題を検討する。 この点については、最決昭和63・10・25刑集42-8-1100などを題材とする。
	5	証拠法総則・関連性	刑事訴訟法概論で学習した証拠法を規制する諸原理、具体的には「厳格な証明と自由な証明」、「証拠能力と証明力」、「自由心証主義」などの事実認定を規制する諸原理を確認する。その後、証拠能力の前提とされる「関連性」についての考察を深める。「自然的関連性」と「法律的関連性」の関係について検討する。この点につき、例えば、最決昭和41・7・13刑集20-6-609や大阪高判平成17・6・28判タ1192-186などを題材とする。

6	自白法則	<p>自白法則の根拠（虚偽排除説、人権擁護説、違法排除説）を確認し、判例における具体的な排除基準を考察する。その後、いわゆる「不任意自白」に基づく自白（反復自白）や「不任意自白」に基づいて発見された物の証拠能力について論じる。この点について、例えば、最判昭和58・7・12刑集37-6-791や大阪高判昭和52・6・28刑月9-5-6-334などを題材とする。なお、後者につき、渥美東洋「反復自白、不任意自白と排除法則」判タ365号23頁以下を一読することを薦める。</p>
7	補強法則	<p>補強法則の原理・根拠、補強の範囲・程度、補強証拠適格の問題を確認した後、いわゆる「共犯者の供述」について検討する。前者については、例えば、最判昭和24・7・19刑集3-8-1348を、後者の問題については、例えば、最判昭和51・10・28刑集30-9-1759などを題材とする。</p>
8	違法収集証拠排除法則（1）	<p>違法収集証拠排除法則の根拠、排除基準さを検討する。違法収集証拠排除という考え方の背景には、デュープロセス論と実体的真実主義との対立が横たわっているので、この点についても確認する。</p> <p>この点について、最判昭和53・9・7刑集32-6-1672などを題材とする。</p>
9	違法収集証拠排除法則（2）	<p>違法収集証拠排除法則の具体的な適用を判例の検討を中心に考察していく。手続の違法性の判断方法、違法収集証拠から派生する手続によって得られた物の証拠能力の問題（いわゆる「毒樹の果实論」）を検討する。</p> <p>この点について、最判昭和61・4・25刑集40-3-215、最判昭和63・9・16刑集42-7-1051、最判平成15・2・14刑集57-2-121などを題材とする。なお、第6回講義で取り扱った反復自白の問題が、「毒樹の果实論」の一類型であることも確認する。</p>
10	伝聞法則（1）	<p>まず、伝聞排除法則の根拠について確認し、そもそも排除されるべき伝聞証拠とはいかなるものなのかを確認する。その後、伝聞証拠であるか否かは要証事実との関係で決まると言われるが、その意味を明らかにしていく。供述と非供述の区別を確認することが肝要である。</p> <p>なお、最判昭和30・12・9刑集9-13-2699、最判昭和38・10・17刑集17-1-1795を参考判例としておく。</p>
11	伝聞法則（2）	<p>「伝聞か否かが要証事実との関係で決まる」ということの意義を、いわゆる「現在の精神状態の供述」の検討を通して、確認していく。</p> <p>この点について、大阪高判昭和57・3・16判時1046-146および東京高判昭和58・1・27判時1097-146を題材とする。</p>
12	伝聞法則（3）	<p>伝聞法則は、原則として伝聞証拠の証拠能力を否定するものであるが、そこには例外がある。この伝聞例外の要件を確認していく。供述書と供述録取書との違いについても確認したうえで、伝聞例外の原則型とされる刑訴法321条1項3号規定する要件について規定していく。その後、特信書面（刑訴法323条）、被告人の公判廷外供述（刑訴法322条1項）の例外要件について整理する。</p> <p>刑訴法321条1項に関して、最決平成7・6・20刑集49-6-741、東京高判平成20・10・16高刑集61-4-1などを題材とする。なお、「写真」が供述なのか非供述なのかについても、ここで検討する。</p>

	13	伝聞法則（４）	<p>「伝聞か否かは要証事実との関係で決まる」ということの意義を、いわゆる検証調書に含まれる立会人の指示説明の検討を通して、確認していく。</p> <p>この点について、最決平成17・9・27裁判所時報 1396-9を題材とする。</p> <p>なお、その前提として、捜査官の検証調書、鑑定人の鑑定書の例外要件について確認する。</p>
	14	伝聞法則（５）	<p>同意（刑訴法326条）および証明力を争う証拠（刑訴法328条）の問題について検討する。</p> <p>この点について、最決平成18・11・7刑集 60-9-561を題材とする。</p>
	15	裁判・上訴・再審	<p>裁判の種類、上訴の手続および再審の手続について概観する。</p> <p>また、上訴や再審を支配する原理についても確認する。</p>
授業方法・予習上の留意点(各回指示以外) 自習事項	<p>判例の分析検討というケーススタディーを中心とした授業を行う。題材となる判例について、受講生各自が徹底的に分析しているということを前提に、質疑応答で授業を進めていく。そのためには、各判例における具体的事実の整理、判断基準の整理や判断基準の根拠、判断基準の事実への適用の整理と特徴、そして判例のもつ射程を明らかにして授業に臨むという姿勢が必要である（前提となる概念や条文について正確な知識についても確認しておく必要がある。この点も適宜、質疑応答を通して、理解度を確認していく）。また、題材となった判例を正確に理解しているかどうかを確認するために、具体的事案を呈示して、争点の抽出、判断基準の呈示、事実認定及び事実評価という作業を行ってもらった場合もある。</p> <p>刑事訴訟法は、極めて技術的な法律であると同時に、原理的な対立の激しい法分野であるから、戸惑い続けているかもしれない。最終的な理解は3年間を通して行うという気持ちで、学習を進めていくことを勧める。</p>		
評価方法と評価基準 (期末試験、レポート、ディベート等)	<p>期末試験60%、小テスト40% (抜き打ち的に、事案問題形式の小テストを課す予定にしている) で評価する。全回出席が大前提であるから、欠席の場合は1回につき最高10点の減点とする (但し、減点は、事情によって猶予される場合もありうる)。</p>		
テキスト 独自教材	<p>田口守一『刑事訴訟法 [第5版]』(弘文堂)</p> <p>ただし、各回の授業用プリントを作成し、それを原則として1週間前に配布する。講義は、プリントを中心に進めていく。</p>		
参考書	<p>井上正仁編『刑事訴訟法判例百選 [第8版]』(有斐閣)、松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法の争点 [第3版]』(有斐閣)、井坂博『実務のための刑事訴訟法』(日世社)</p>		